

國學院大學學術情報リポジトリ

紹介

青木豊・鷹野光行編 『地域を活かす遺跡と博物館遺跡博物館のいま』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新田, 栄治, Nitta, Eiji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000201

〔紹介〕

青木豊・鷹野光行編

『地域を活かす遺跡と博物館 遺跡博物館のいま』

新田栄治

博物館を取り巻く状況と問題については近年ますます議論が呼んでいる。本書は博物館学の代表的研究者である青木豊、鷹野光行両氏が執筆・編集した、遺跡と遺跡博物館をめぐる思想、歴史、各地の現状と課題、今後の展望について考察したものである。

遺跡博物館という言葉からイメージできるものは何か。評者もそうであるが、多くの人々にとっては「特定の遺跡に付随して建設された博物館」という大雑把なイメージではないか。本書はこのような大雑把なイメージでとらえられやすい「遺跡博

物館」を掘り下げ、最後に問題点と未来像を提示している。残念ながら「遺跡博物館」の定義は明示されていない。本書の構成（292ページ）の63%（186ページ）は中国・香港・日本各地の遺跡博物館の歴史と現状についての個別的報告である。基本的に都道府県別に記述されている。残念ながら記述がない県もあるが（例えば鹿児島県）、日本各地の遺跡博物館をめぐる現状と問題点は網羅されている。したがってこれらの報告を読むと、日本での遺跡や博物館を取り巻く現状を具体的に知ることができる。

本書評では遺跡博物館の概念、歴史をめぐる諸問題、遺跡博物館の課題と将来について主として論じる。遺跡博物館の概念はいつ、どのように生まれてきたのか。この問題について、青木氏は古代においてすでに遺跡保護の思想があり、江戸時代になると全国各地の名所旧跡のガイドブックの出版が行われるようになり、保護思想も醸成されたとしている。江戸時代に名所ガイドブックの出版が盛行した背景として、伊勢参りをはじめとする庶民の旅行ブームがあったことは明らかである。また、金石学関連書の出版も行われており、江戸時代を遺跡保護思想の醸成された時代と捉えることは重要であろう。遺物に加えて遺跡をも保護の対象とする制度として定着するには、1896(明治29)年の「古社寺保存法」、1919(大正8)年の「史蹟名勝天然記念物保存法」を待たねばならなかったが、ここに至る過程を詳細に論じている。引用された条文等を読むと、史料、古美術品、考古遺物、古建造物や遺跡などの保存や博物館建設のための法制定であり、当時はまだ遺跡博物館の構想には至っていない。1871(明治4)年4月に外務省が資料保存を目的とした施設「集古館」建設を太政官に献言したことが最初の動きとされるが、1874(明治7)年の「古墳発見ノ節届出方」、1876年の「遺失物取扱規則」、1877(明治

10)年の内務省通知、1880年の「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」など、矢継ぎ早に文化財保護関連法等が制定されている。青木氏は文明開化とは別思想であり、1868(明治元)年のいわゆる「神仏分離令」に起因する寺院の荒廃と文化財の国外流出への対応策であったとしている。評者は少し別の考えを持っている。明治初年の外交問題、1871〜73年の岩倉使節団である。明治政府は新政府成立直後の1868(明治元)年1月に幕府が締結した条約の継承と改正意図を宣言したが、そのためには外交関係文書の保存は重要事項であった。「集古館」建設を献言した1871年4月に外務省は改正条約案「擬新定条約草本」を作っていた。また岩倉使節団の最大の目的は不平等条約改正であった。明治初年の動きはこのような明治政府の動きと呼応しているように思う。また久米邦武『米欧回覧実記』(岩波文庫)によれば、使節団は大英博物館をはじめとする博物館を訪問して、博物館が近代国家に必須であることを認識して帰国している。国家の政策としての法制定であるから、明治政府の外交および近代化路線の一連の動きとの関係もあつたと考える。結局、遺跡博物館の概念が定着し、建設が始まるのは1950年の「文化財保護法」制定以降である。

鷹野氏は遺跡博物館出現の背景の事情を簡潔にまとめている

が、実は膨大な数の遺跡消滅がその背後にある。日本での開発事業と遺跡調査、遺跡破壊は相関関係にある。そのほとんどは記録保存という便利な言葉のもとに消滅する。世間的に注目を浴びたごく一部の遺跡は運よく保存され、そのまた一部には博物館が併設される。近年よくいわれる「保存と活用」である。

国家の政策としていくつもの「保存と活用」の方策が打ち出されてきた。結果として、各地に風土記の丘はでき、ふるさと歴史の広場はでき、歴史資料館は建設された。不動産業・建設業は潤い、学芸員ポストはできた。いずれに対しても賛否両論があるだろう。本書は風土記の丘構想を評価する立場にあるが、当初の構想は実現せず、終了してしまったのはなぜだろうか。各都道府県に広大な遺跡公園が整備され、博物館が併設される予定であった。明治百年記念という政治的意図がその最大の原因ではなかったか。これらの施策の検証が必要だろう。博物館という建造物（ハード）の必要性を唱える本書の立場はいかがであらう。

遺跡博物館はどうあるべきか、その将来は？鷹野氏は「地域において大切な存在として認識される」ことを強調する。もつともである。遺跡や文化財はその地に住む人々にとって、アイデンティティと誇りを与える存在である。東日本大震災でも

熊本大地震でも文化財はそうであった。熊本城は熊本の人々にとって誇りであった。文化財の意味と価値をその地の人々に理解していただければ、ほとんどの人は文化遺産を誇りにし、保護し、伝えていこうとするに違いない。遺跡博物館は地域の人々が地域の文化遺産を保護継承し、誇りに思える手助けをするものにならねば、存在意義はない。そこに文化遺産が存在することを明示しなければならない。

遺跡博物館に限らず、博物館全体を取り巻く問題は多く、しかも解決が難しい問題ばかりである。日本全体が抱えている財源・人員不足といった難問に悩んでいても無意味である。地域の人々に大切と思ってもらえる博物館をどのように作っていくか、知恵と情熱を働かせるしかない。ソフトの勝負である。活気のある博物館では多くのボランティアの方々が進んでいて、運営を一緒に行っていた。さまざまな活動を行っていた。東京の美術館の展覧会が盛況をみせている。いっぽうで地方の遺跡博物館は閑古鳥。この落差はなぜなのか。

評者は近年の風潮として文化遺産の商業化を懸念する。「保存と活用」が強調されるあまり、「活用」が重視され、結果として文化遺産を観光資源化し、商業的利得の対象物と考える見方が広まってきた。これが突き進むと文化遺産に破滅的損害を

与えることになるだろう。これは世界的風潮であり、日本に限ったことではない。本書にも文化遺産の商業化についての記述が欲しかった。

評者から見れば、定義の明示、文章の飛躍、文字の転換ミスなど、いくつか不満の点はあるが、遺跡博物館の歴史や現状、問題点などについて包括的に知るためには、現在手にすることができるとも優れた図書である。

(A5判、三〇六頁、同成社、二〇一五年九月発行、定価三六〇〇円+税)